

飯山市公告

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 12 条の 4 第 1 項第 1 号に規定する地区計画の原案を飯山市地区計画等の案の作成手続に関する条例（平成 12 年条例第 21 号）第 2 条により、次のとおり公告し、縦覧に供する。

なお、当該原案に係る区域内の土地の所有者及び都市計画法施行令（昭和 44 年政令第 158 号）第 10 条の 4 に規定する利害関係を有する者は、飯山市長に対して意見書を提出することができる。

令和 7 年 4 月 14 日

飯山市長 江 沢 岸 生

1 縦覧期間

令和 7年 4月14日（月）から 令和7年 4月28日まで

2 縦覧場所

飯山市大字飯山1110-1 飯山市役所2階 まちづくり課窓口

3 原案の内容

□飯山都市計画上新田地区地区計画

地区計画を決定する区域は、木島地域上新田地区の一部、国道403号沿いの旧岳北消防署跡地の周辺にあたる面積約3.0ヘクタールの地区である。

当該地区の今後の土地利用需要を考慮し、木島地域における有効な土地利用を進めるため、用途地域を準工業地域に変更することを進めている。

本地区計画は、用途地域の変更に伴い、規制の緩和による土地利用の混乱を防止し、良好な住環境並びに生産環境を有する住工調和型の工業地の形成を目指すため、決定するものである。

4 意見書の提出期限及び提出先

（1）提出期限

令和 7年 5月 7日（水） 17：15 まで

なお、郵送の場合は期限までに到着したものを有効とする。

（2）提出場所

飯山市大字飯山1110-1 飯山市役所 まちづくり課 計画係

(3) 申出書の様式例

地区計画の原案に係る意見書	
令和 年 月 日	
飯山市長 江 沢 岸 生 殿	
住 所	
ふ り が な	
氏 名	
電 話	
飯山都市計画上新田地区地区計画の決定（原案）に対し、 次のとおり意見書を提出します。	
権利を有する土地の所在と面積、権利の種類	

意見要旨	

具体的な理由	

(注) 意見書はA4判とする。

5 その他

- ・提出された意見書は、地区計画の案の作成の際の参考とします。
- ・提出された意見書への直接の回答はしませんので予めご了承ください。
- ・ご意見に対する処理として、個人のプライバシーを保護したうえで、公表する場合があります。